

(例規 2 1)

陸幕 1 第 3 1 8 号
昭和 4 8 年 6 月 1 8 日

改正 昭和 53 年 1 月 13 日陸幕監理第 1 号	昭和 53 年 1 月 17 日陸幕監理第 3 号
昭和 60 年 12 月 21 日陸幕法第 183 号	平成 元年 2 月 10 日陸幕法第 25 号
平成 2 年 9 月 27 日陸幕法第 144 号	平成 6 年 11 月 29 日陸幕補第 609 号
平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号	平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号	平成 21 年 3 月 30 日陸幕補第 285 号
平成 30 年 3 月 27 日陸幕補第 376 号	平成 31 年 4 月 19 日陸幕法第 133 号
令和 元年 6 月 27 日陸幕法第 68 号	令和 3 年 3 月 2 日陸幕補第 146 号

陸上総隊司令官
各 方 面 総 監
各 部 隊 長 殿
各 機 関 の 長

陸 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

復職時等における号俸の調整について (通達)
(補定第 2 0 6 号)

標記について、「復職時等における俸給月額調整に関する訓令」(昭和 36 年防衛庁訓令第 51 号)の廃止に伴い、今後、復職時等における号俸の調整に関する事項は、下記要領により処理されたい。

なお、「復職時における俸給月額調整に関する訓令の運用に関する通達」(37.2.6 陸幕発 1 総第 25 号・陸幕発総第 83 号 例規 21)は廃止する。

記

- 1 隊員の復職時等における号俸の調整 (以下「調整」という。)を行う者 (以下「調整者」という。)は、当該隊員の任免権者とする。
- 2 部隊等の長 (陸上自衛官人事業務規則別紙第 52 及び事務官等人事業務規則別紙第 25 に定める昇給上申者をいう。)は、隊員について調整が必要であると認められるときは復職調整上申書 (別紙)を作成し、調整者に上申するものとする。
- 3 調整者は、調整後の関係書類を上申部隊等の長に送付し、当該隊員の人事記録とともに保管させるものとする。

4 調整者は、当該年度に調整を行った隊員の階級別及び俸給表級別人員数を次年度4月10日までに陸上幕僚長に報告するものとする。(補定第206号)

5 人事発令の書式は、「防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第6条の23の規定により何号俸（又は特に何円）を給する」を例とする。

6 勤務記録表等の記載要領

前項に示す人事発令の書式を基準とし、細部は防衛省人事・給与情報システムより出力される書式とする。

(例)

年月日	記事	根拠番号
R〇.〇.〇	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第6条の23の規定により〇号俸（又は特に何円）を給する。	陸幕人発〇〇

7 調整の細部要領については、「復職時等における号俸の調整の運用について（通知）（37.4.1給実甲第192号）」による。

復職調整上申書

年 月 日承認

上申者

調整者

1	調整を要する隊員の所属 階級・級、氏名	
2	現号俸、俸給月額 発令年月日	号俸 円 年 月 日発令
3	休職等の期間 事由、換算率	年 月 日～ 年 月 日 (月 日) () / 1 算定期間A 年 月 日～ 年 月 日 (月 日) () / 2 算定期間B 年 月 日～ 年 月 日 (月 日) () /
4	調 整 期 間	算定期間A 月 日 算定期間B 月 日
5	調整の時期等	復職（昇給）日における調整 1 調 整 日： 2 合 算 期 間： 3 調 整 数： 4 基 準 号 俸： 5 調 整 号 俸：
6	調整を行う理由 及び経過の説明	細部については、別紙参照

寸法：日本産業規格A4

注 第3項の（ ）内には休職等の事由、「/」の部分には換算率を記入する。